

ノート

中国農村工業化地域における農村金融機関の機能

——江蘇省無錫県H鎮を事例として——

小 野 智 昭

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 農村金融機関の変化と課題の限定 | (3) 収 支 |
| 2. 調査地区の概況 | 4. 信用社の営業と機能 |
| 3. 農業銀行の営業と機能 | 5. 農業銀行と信用社との関係 |
| (1) 機 構 | 6. むすび |
| (2) 主要業務 | |

1. 農村金融機関の変化と課題の限定

中国における農業金融は現在、中国農業銀行（以下、「農業銀行」と略。）と農村信用合作社（農村信用協同組合。以下、「信用社」と略。）がその与信の担い手として位置づけられている。

ところで中国では市場重視の経済改革を背景として、1978年（以下年号は下2桁のみに略。）の中国人民銀行の改組以来、金融改革が進行している⁽¹⁾。この金融改革では、第1に従来の返済不要かつ無償の財政資金供給方式が、返済を伴う銀行融資方式へ切替えられ⁽²⁾、第2に金利の活用がはかられている⁽³⁾。この金融メカニズム重視の改革にともない、金融機関も再編が行なわれ、従来商業銀行業務を兼営していた中国人民銀行を中央銀行専業とし、商業銀行業務は79年以降各種専門銀行として同行から分離・設立された。この改革により、農業銀行も79年2月に分離・独立されたものである⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

さらに83年以降は信用社に対して、その協同組合的性格を回復させる改革が進められている。50年代前半に協同組合組織としてほぼ全郷に設立された信用社⁽⁶⁾は、人民公社の設立を契機に58年に人民公社に編入されてその信用部とされ、かつ中国人民銀行の営業所と一体化していわば公社信用部兼中国人民銀行営業所となり、国家銀行（中国人民銀行）の下部機関化した。62年には分離・再設されたのであるが、その後も国家銀行（中国人民銀行または農業銀行）の事実上の下部機関となっていた。それを実質的にも独自の協同組合的機関として再生させようとする改革が農業銀行の指導で進められている。近年の信用社改革は83年以降方向が出され、84年8月に「信用合作社の管理体制改革に関する中国農業銀行の報告」を國務院が承認しそれに基づいて改革に着手したことによって本格

化している(7)。

こうした与信者側の変化とともに、農村における受信者の変化も著しい。人民公社の解体により集団農業は姿を消し、農業経営は戸別経営請負制へ移行したため、経営単位が縮小し農業資金需要は減少した。他方、郷鎮企業（農村工業）⁽⁸⁾の発展に伴って農外資金需要が増大し、その結果、農村における資金需要は農業から非農業へ大きくシフトしている。

以上のように経済改革の進行の中で、農村において一方では資金需要者の変化と、他方では資金供給者における金融的機能の強化が行なわれている。こうした変化の中で、本来「農業金融機関」として設置された農業銀行および信用社の機能が変化してきている。

その全国的な動向を資金面から確認しよう⁽⁹⁾。まず農業銀行の資金状況を第1表に示

第1表 農業銀行の資金調達・運用（1987年度末）

（単位：億元，％）

運 用	残 高（構成比）	調 達	残 高（構成比）
貸 出 金	2,823（98.2）	預 金	1,498（63.3）
国 営 農 業	111（4.7）	国 営 農 業	95（4.0）
集 団 農 業	72（3.0）	集 団 農 業	12（0.5）
農 家	79（3.3）	貯 蓄	428（18.0）
商 工 業	1,522（64.3）	商 工 業	247（10.4）
信 用 社	36（1.5）	信 用 社	550（23.2）
郷 鎮 企 業	350（14.8）	郷 鎮 企 業	54（2.3）
そ の 他	152（6.4）	そ の 他	113（4.8）
現 金	43（1.8）	信 託 基 金	234（9.9）
		そ の 他	611（25.8）
		利 益 留 保	23（1.0）
合 計	2,366（100.0）	合 計	2,366（100.0）

資料：小楠[12]および同、農林中央金庫調査部研究会報告資料より作成。

原資料は農業銀行業務報告書。

すと、調達の63％が預金であり、そのうち信用社からのものが37％と最大である。次が一般家計（多くは農家）からの貯蓄預金が預金の29％である。運用では11％が農業貸出しである。商工業貸出しが64％と最大であるがこれは農産物の販売、加工資金であり（そのうち91％は商業＝供銷合作社向け）、これを広義の農業貸出しとみると7～8割がいわば農業貸出しである。郷鎮企業貸出しはすでに15％あるが、これが近年急増している（86年比21.6％増）。

次に信用社の資金状況を第2表に示すと、調達の88％が預金であり、そのうち農家か

第2表 全信用社の資金調達・運用（1987年度）

（単位：億元，％）

運 用	残 高（構成比）	調 達	残 高（構成比）
貸 出 金	774（55.2）	預 金	1,229（87.7）
集 団 農 業	65（4.6）	集 団 農 業	91（6.5）
農 家	340（24.3）	農 家	1,008（71.9）
郷 鎮 企 業	369（26.3）	郷 鎮 企 業	106（7.6）
農業銀行預け金	262（18.7）	そ の 他	25（1.8）
銀 行 取 引	329（23.5）	銀行借入金	38（2.7）
そ の 他	36（2.6）	自 己 資 本	121（8.6）
		出 資 金	24（1.7）
		利 益 留 保	14（1.0）
合 計	1,401（100.0）	合 計	1,401（100.0）

資料：第1表に同じ。

らのものが82％と圧倒的である。信用社には借入金があり、これはほぼ農業銀行の信用社貸出しに等しいので、両方は対応しているようにも見えるがその関係はここでは不明である。運用では貸出金が55％を占めそのうち農業と郷鎮企業とが同じウエートである。農業銀行への預け金と銀行取引とが第1表の信用社からの預金に対応しているようであり、これの信用社の預金に対する比率は44.8％と非常に高率である。

こうした農業銀行と信用社との資金動向の共通の傾向は、まず貸出しについてはともに農業に比して郷鎮企業の比重が高まっていることと、農業貸出しでは個人農の比重も高まっていることが、両金融機関に見られている。さらに両機関を比較すると、国営農業と商工業は農業銀行の専業であり、集団、個人農業では競合しつつも前者は農業銀行、後者は信用社が主に対応という分業が見られる。また郷鎮企業への貸出しについては信用社が両機関合計の51.3％と過半を占め、しかもそのウエートを年々増加させている。他面で両者間での資金関係では既述のように信用社から農業銀行への再預け金が多額にある。したがって農村においては信用社が農村資金とくに個人農の資金を吸収し、その4～5割を農業銀行に提供しつつ、両者が補完しあって農業、企業へ貸出しをしていると捉えられる。

こうした全国的資金動向から次の点が問題として出て来る。資金需要者の変化に対応して貸出し面で、郷鎮企業への与信がウエートを増し、「農業金融機関」としての機能変化が見られる。すなわち両金融機関の全体としての資金フローは、両者の「自己資金と農家の資金を商工業（農産物の流通加工業）と郷鎮企業に対して注入する形」になっており、「とくに、個人農に対しては、このシステムは資金吸収ルートとなっている」⁽¹⁰⁾。したが

って両金融機関は、農業だけを専門に扱うという「農業金融機関」として性格づけるより、「農村金融機関」として機能していると規定すべき現状にある⁽¹⁾。他方で個人農貸出しの比重が高まっている。そこで第1に、個人農貸出しの比重が高まっていることとあわせて、資金需要の性格、内容を検討することが必要であり、これとあわせて金融機関の機能変化を検討しなければならない。第2に両金融機関で預金先、貸出先の一定の分業関係が見られるが、その競合あるいは補完の実態はどうなっているのか。第3に両金融機関の間に預金あるいは借入れによる資金の融通関係があるように見えるが、その実態はいかなるものか、またその要因は何なのか。以上の両者の業務上の関係からさらに第4として、近年推進されている信用社改革とも関連して、両金融機関の組織としての従属関係はどのような現状にあり、政策が意図する改善は展望しうるのか。

これらの問題は、変化自体が緒についたばかりであり、しかも地域の経済的条件および政策の浸透状況によって当然異なるものであろうから、一律に論ずることはできない。したがって地域的分析によってその問題に回答を与えるのが現段階では妥当である。

筆者は88年9月に江蘇省南部（蘇南）の無錫県H鎮を調査した。無錫県は工業中心の発展を遂げる江蘇省の中でも、農村工業化の典型とされている。したがって農村工業化の先進地域における農村金融機関を考察する上で、適当な事例である。そこで本稿は、農業銀行無錫県支行H鎮支店での事例調査をもとに、そこでの農業銀行支店および信用社の業務の実態から先の諸論点について事例的に検討を行なうことを課題とする。

ところで結論を先取りするようではあるが、H鎮においては農業銀行支店と信用社是一体化しており、後者は前者に完全に吸収されている。しかし吸収、従属関係の実態とその要因を考察するために、まず両者を分離して、それぞれの実態を検討し、その上で両者の関係について考察を行なうという分析的方法を本稿ではとることとする。

以下、2で調査地区の概況を紹介してそれが農村工業化地域の先進地であることの位置づけを行なったうえで、3、4では農業銀行支店と信用社との営業の実態とその機能を主要業務の面から検討し、そして5では以上の検討から農業銀行支店と信用社との関係について考察し、最後に課題に答えることとする。

注(1) 78年3月、中国人民銀行は國務院（政府）の直屬機關から、國務院を構成する機關となり、財務部（大蔵省）と同格の扱いとなった。

解放後の中国の銀行制度と78年以降行なわれる金融改革については、日本銀行調査局〔26〕、田中〔21〕の第5章「中国の銀行制度」が包括的に説明している。なお前者には改革初期における金融改革の計画や提案が紹介されている。近年の改革については佐々木〔17〕、また最近の金融市場の状況については日中経済協会

[25] が詳しい。

- (2) 従来、企業に対する「融資」は返済不要かつ無償の財政資金供給方式であり、国庫財政への利潤上納（国営企業は上納利潤、集団所有制企業は工商所得税、農業部門は農業税）が事実上の返済であり、銀行融資は季節的あるいは一時的な運転資金を補完的に行なうものであった。これらがすべて銀行融資方式に改められた。また小規模投資については、利潤の内部留保による自己資金での投資が認められた。
 - (3) 従来、低利でかつ固定的であった貸出金利を、企業の種類（工業、商業など）、資金使途（設備資金、一般運転資金、在庫資金など）、融資期間によって差をつけ、また預金金利との調整を図った貸出金利の変更を行ない、さらに返済の延滞には罰則金利を新設するなどしている。
 - (4) 農業銀行は、51年7月に設立された中国農民合作銀行を改組して55年3月に発足したが、その後二度にわたり改廃を繰り返し（57年4月廃止、63年11月再設、65年10月廃止）、今回は3度目の設立である。こうした改廃が繰り返された理由については次のように指摘されている。中国人民銀行が預金、貸出業務を兼営していたため、第1にそれと農業銀行との業務区別が困難であったこと、第2に両者を区別して設立したことは人員と費用を増加させたことを、当時の国務院は廃止の理由としている（宮下 [31], 103 ページ）。さらに鄧・徐は資金需要との関係で、農業生産集団化の中で農民は人民公社に組織され、経営単位が生産隊ないし生産大隊に変わり、大型化、均一化するとともに、金融への要望が質的变化や用途による多様性を欠いた量的増加でしかなかったことを理由として指摘している。しかしこれは需要そのものがそうであったというよりも、むしろ生産政策が一律に行なわれたことによる需要の変化のためであろう。ともかくそうした理由から、政府が農業生産の重要性を強調する時期は農業銀行が再設され、それ以外の時期は機構の簡素化に重点が置かれ、廃止されたと指摘している（鄧・徐 [23], 15 ページ）。なお足立は第1回目の廃止（57年）の要因を、農業合作化の完成により農業銀行の設立目的が果たされたことを指摘している（足立 [3], 37 ページ）。
 - (5) こうした金融機関改革の一定の整備を背景として、86年1月に「中華人民共和國銀行管理暫定条例」が国務院から公布され、法制度上も金融制度の整備がされた。
 - (6) 信用社は55年までに全国の郷の半数に設立され（宮下 [31], 187 ページ）、人民公社への編入と分離・再設、そして現在も郷が設立の単位となっている。
 - (7) 信用社の人民公社編入までの状況については足立 [3] が詳しい。「公社信用部兼中国人民銀行営業所」の規定は同稿、30 ページによる。なお孫によると信用社は国家銀行の営業所と58～59年、77～80年の2度合併したとされている（孫 [20], 102 ページ）が、それが全国的なものか事例的なものなのかどうか明らかではない。
- 解放後の農村金融機関の歴史とその近年における改革については、鄧・徐 [23], 農水省国際協力課 [27] が概括している。なお63年までは宮下 [31], 近年の改革

についてはとくに82年までは足立〔4〕, 84年までについては日中経済協会〔24〕, 30~41ページを参照。また「信用合作社の管理体制改革に関する中国農業銀行の報告」および「中華人民共和国銀行管理暫定条例」は農水省国際協力課〔27〕が全文の和訳を転載している。

さらに農村金融の状況については80年時点（人民公社時代）は加藤〔15〕, 近年について、とくに農業銀行については小楠〔12〕, 信用社の事例については菅沼〔18〕, また農家の資金借入と運用については孫〔19〕, 〔20〕を参照。

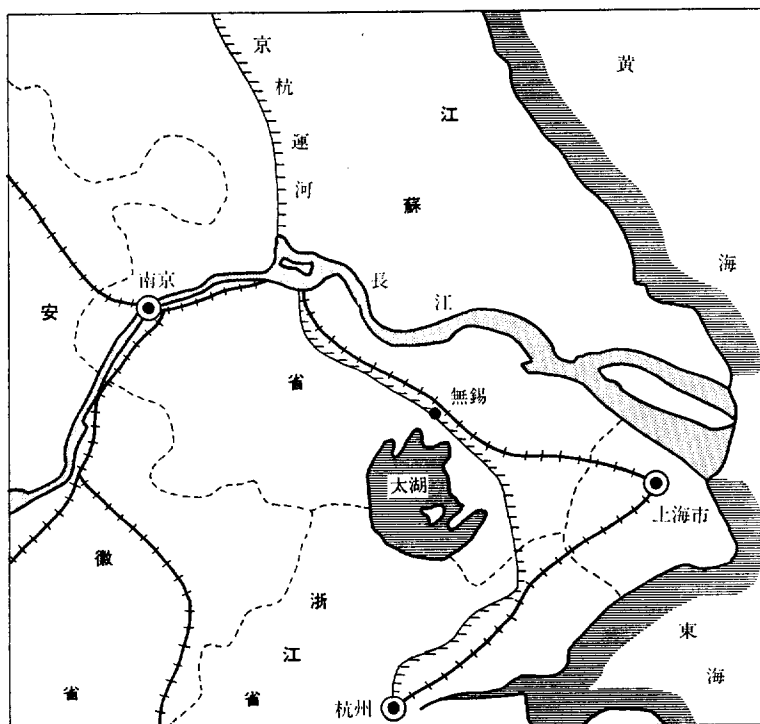
- (8) 中国の現在の郷鎮企業の経営形態は次の5つに分類される。①かつての人民公社や生産隊の集団企業（旧社隊企業）, ②家族企業や個人企業, ③国, 集団, 個人の共同による連合企業, ④合資企業, ⑤私営企業（7人以上の労働者を雇用する個人企業）（陳〔22〕, 26ページ）。これらは工業に限らず運輸業, 漁業等にも存在するが, 中心は工業である。
- (9) 以下の分析は小楠〔12〕によっている。詳しくは同論文参照のこと。
- (10) 小楠〔12〕, 12ページ。
- (11) 小楠は農業銀行について「農村銀行」と呼ぶのが日本の観念では分かりやすいと指摘しているが（〔12〕, 16ページ）, 信用社をもあわせて両者の性格変化を「農村金融機関」と位置づけた方が適当である。「農業銀行は『農業資金』の貸出を重点とする機関ではなく, より広い概念として農村地域のすべての産業を対象とする地域金融機関として位置づけられよう」（農水省国際協力課〔27〕, 32ページ）という指摘も, 同様のことを言っている。

2. 調査地区の概況⁽¹⁾⁽²⁾

調査地であるH鎮は, 無錫市（無錫県を含む地区級の市の市街地）の中心から南東へ20 km 程離れた, 太湖沿岸にある（第1図）。人口約45,000人（うち農村戸籍92%）, 約11,000戸の町であり, 鎮内には23の村と国营農場を1つ含んでいる。

蘇南は元来人口密度が高く, 人口1人当たり耕地面積の狭あいな地域であり, この無錫県は特にその傾向が強い。H鎮では耕地面積約28,000ムー（1ムー=6.67 a）に対し先の人口では1人当たり耕地面積は0.67ムー（4.5 a）であり, 4人家族で17.9 aである。

第3表は時点は古いが調査地の位置を, 全国, 江蘇省との対比で示したものである。これによると, 調査地は人口1人当たりの耕地面積においてはかなり零細である。しかし農業総生産額にみる生産性は高い。これは狭義の農業生産性が高いだけでなく, むしろ農村工業の高い発展段階を示すものである。この点は総生産額中, 農村工業の生産額が93.8%をしめている点から理解できる。さらに調査時点では労働人口約22,000人のうち農村工業就業人口が75%を占めており, これは農村の工業化に伴い, 農業から工業への兼業



第1図 調査地の位置

による労働力移動が進行している結果である。また就業者中、農業は12%であり、多種経営（畜産その他）と個人経営が13%いる。中国ではこれらに先の工業労働者をも含めて「農村戸籍」の者は行政上は農民・農家として捉えられており、「農家」といってもいままや多くは農業者ではなく、しかも兼業は恒常的かつ安定的である⁽³⁾。なお現在の1人当たり耕地面積が第3表で示された数値よりも少ないのは、人口の増加に加えて工業化の中で近年、工場や道路建設によって耕地が減少しているためである。

このような農村工業の発展は、おもに70年代に入ってからのものである。無錫県では、70～84年の比較で、企業数で3倍、生産額で7倍、労働者数で7倍近くの増加がみられた。無錫県を含む江蘇省南部（蘇南）は中国で最も豊かな農村地域の一つとして知られ、とくに経済改革以降は郷鎮企業を中心とする農村非農業部門の成長が著しい。しかもその郷鎮企業の発展は、比較的大規模な郷（鎮）営企業、村営企業が主導的役割を果たす方式

第3表 調査地区の経済構造

	人口1人当 たり耕地面 積(ムー)	人口1人当 たり農村社会 総生産額(元)	同左生産額比率(%)			人口1人当 たり収入 (元)
			工業	農業	その他	
全 国	1.74	947	31.5	53.1	15.4	424
江 蘇 省	1.34	1,892	52.0	34.5	13.5	561
無 錫 地 区	0.72	5,303	91.4	8.6	-	616
H 鎮	0.78	7,597	93.8	6.2	-	1,050

資料：大島一二氏作成資料より作成。

原資料は『中国統計年鑑』、『中国農業年鑑』、『江蘇経済年鑑 1987』、聴き取り結果。

注(1) 人口1人当たり耕地面積の全国、江蘇省は 1984年、無錫地区は無錫県のもので 1983年、他は1986年の資料。

(2) 1ムー=6.67a.

(3) H鎮、無錫地区の農村社会総生産額は農工業生産額で、「その他」を含まない。

(4) 農業には副業生産(畜産、水産)を含む。

であり、これが「蘇南モデル」と称され、個人企業などが主導的役割を果たしている方式(浙江省温州市の名を取った「温州モデル」と対比されている。H鎮もその「蘇南モデル」の典型的地域である。H鎮における80年代に入ってから的发展をみると、近年工業生産が大きく発展し、80~87年の比較では農業生産が2倍であるのに対して、工業は10倍である。しかも工業の中でも村営企業の発展が著しく、調査時点での企業数では鎮営41、村営241があり、工業生産額では村営が68%を占めている⁽⁴⁾。こうした工業化の中で労働力不足が深刻であり、工業労働者は鎮内の兼業農民のみならず近隣の町村からの通勤兼業、さらには四川省などの遠隔地からも出稼ぎ労働者が流入している⁽⁵⁾。

H鎮はこうして、農村工業化の一つの典型である蘇南地域に位置し、鎮営・村営企業が著しく発展し、その一方で零細な農家の兼業化が進展し、資金需要の変化が急速に進行している。中国には地域別の資金需給を示す資料はないが、このH鎮ではそれら郷鎮企業の資金需要の旺盛さ、さらには地域内における資金需給の逼迫が予想される。したがってそこにおける農村金融機関は単なる農村資金の吸収機関のみではなく、融資機能が發揮されざるをえない。工業化地域にあつて、郷鎮企業への融資機関の性格を強めつつある農村金融機関の実態を分析するうえでは適切な事例と位置づけうる。

注(1) 以下の紹介の多くは大島の諸論文による。なお江蘇省および調査地であるH鎮における郷鎮企業の発展と農業の変化については同氏の[5],[6],[8],[9],[10]を参照。また蘇南の工業化と農家の兼業化については古澤[29]、厳[32],[33]を

参照。

- (2) ここで中国の行政レベルと中国農業銀行の各級機関について簡単に説明しておく。

中国の行政レベルは付表のように中央政府の下に、省、地区、県、郷の各級がある。日本の県に相当する省級の自治体として省、自治区ならびに直轄市がある。直轄市は現在北京市、上海市、天津市の3市である。それらのもとに県があり、また県と同級のものとして市がある。全国には約2,000の県があり、1県当たりの人口は平均50万人弱であり、日本でいえば郡の規模である。ところで県はいくつかがまとまって地区となっている。この地区自体は自治体ではないが、地区によってはここに市が設けられることがあり、この地区級の市は地区内の県を行政区域に含む。この場合行政の段階は省—市（地区級）—県または市（県級）となる。日本の町、村に相当するものが鎮、郷である。郷はかつての人民公社であり、人口1～2万人程度である。郷のうち人口、非農業人口比率等が一定以上のものが省によって批准され鎮（建制鎮）となる。以上の自治体はそれぞれ独自の人民政府と予算制度を持つ。かつての生産大隊が村であり、日本の集落に相当する。村には自治組織として村民委員会がある。かつての生産隊は村民小組とよばれるが、人民公社が解体した現在には重要な役割を果たしていない。

なお、郷の鎮への昇格基準は解放後3度（55, 63, 84年）変更され、現在は、人口2万人以下の郷では非農業人口2,000人以上、人口2万人以上の郷では非農業人口10%以上であれば有資格とされ、非農業人口2,000人以下でも重要な地点は鎮となれる（小島 [16], 83ページ）。なお郷内の人口集中地区も鎮とよばれるが（映画「芙蓉鎮」の鎮）、これは行政上の建制鎮ではない。

以上のような各級に対応して、農業銀行には本店である総行の下に分行、中心支行、支行そして営業所の各支店がある。

付表 行政と農業銀行の各級機関

各	級	行政機関	農業銀行	無錫県の例
中	央	国	総行	
省	級	省、自治区、直轄市	分行	江蘇省分行
地	区	市	中心支行	無錫市中心支行
県	級	県、市	支行	無錫県支行
郷	級	鎮、郷	営業所、弁事処	営業所(28)、弁事処(7)
村	級	村		
(生産隊)		(村民小組)		

- (3) 全国の郷鎮企業の85%が農業銀行、信用社などと提携しているが、農業銀行と関係している81千企業が、近年の引締めの中で倒産し、倒産の危機にひんしている。

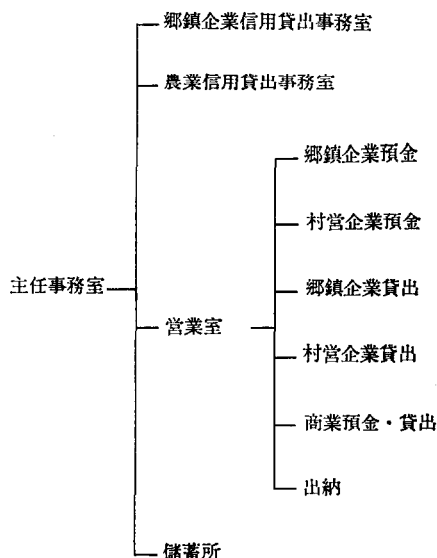
る赤字企業は3万を超すと報道されている(朝日新聞, 89年1月18日)。したがって兼業が「安定的」であるとはいっても, それは国営企業と比較しうるものではない。兼業農民は恒常的に企業へ兼業しつつも, 農業を行ない続けるのは, こうした不安定性への保険でもある(蔵 [32], 59~60 ページ)。

- (4) 生産額は後掲第8表参照。H鎮における農村工業の業種別統計はないので, その内訳は解らない。ところで近年, 郷鎮企業の競争が激化し, 企業の一部には倒産あるいは合併等の再編が起こっており, 競争を乗り切るために, 都市国営大企業との資金, 生産物, 技術等の提携を強め, 事実上の下請け化する動きが目立つ。H鎮におけるそうした事例については, 大島 [6] および [8], 103 ページを参照。
- (5) 中国における農村労働力の流動化について加藤 [14] は, この10年間の労働力流動化の80%は在宅形態, 20%は都市部への出稼ぎであり, 無錫など農村部への出稼ぎは先進地域に限定されると分析している。H鎮への労働力の流入を事例に研究したものが, 大島 [11], 加藤 [14]。

3. 農業銀行の営業と機能

(1) 機構

農業銀行無錫県支行⁽¹⁾の下には, 各鎮, 郷のレベルに弁事処7, 営業所28の計35の



第2図 H鎮弁事処の機構

資料: H鎮弁事処での聞き取り。

支店が設置されている（無錫県には郷鎮 35、国営農場 8 がある）。従来これら鎮、郷には営業所が設置されていたのであるが、85 年に 1 億元の農工業生産額のある鎮、郷、いわゆる「億元郷」の営業所が昇格して弁事処⁽²⁾となった。H 鎮弁事処もこの時に営業所から弁事処となったものである。

H 鎮弁事処内には第 2 図のように主任事務室、郷鎮企業信用貸出事務室、農業信用貸出事務室、営業室がある。さらに営業室内に郷鎮企業預金、郷鎮企業貸出、村営企業預金、村営企業貸出、商業預金・貸出、出納の各係があり、これらが弁事処 1 階に各窓口として開設され、各業務を行なっている。郷鎮企業および農業信用貸出事務室は営業室の貸出係に対して貸出審査を行なう部署であろう。その他に鎮内に儲蓄所が 1 カ所設置されている。

職員数は 32 人であり、うち男性が 20 人、女性が 12 人である。他に弁事処の管理者として主任 1 人、副主任 2 人がいる。これら職員の人事は、主任、副主任の幹部については県支行が行なうが、弁事処内人事については県支行とは独自に管理者が行なっている。したがって人事の面からみると、上級行は下級行の人事をすべて直接に行なうようにはなっていないことが特徴的である。なおこれら職員がすべて農業銀行が雇用する職員であるかどうかは、後述する。

（2）主要業務

弁事処での業務は大きくは預金業務、貸出業務、為替決済業務⁽³⁾と、その他業務とし

第 4 表 H 鎮弁事処の資金調達・運用（1988 年 8 月末）

（単位：万元）

運 用	残 高（構成比）	調 達	残 高（構成比）
預 け 金	600（26.7）	預 金	1,900（84.5）
		個 人	800（35.6）
		団 体	1,100（48.9）
貸 出 金	1,621（72.1）	うち信用社	500（22.2）
鎮 営 企 業	1,350（60.1）	借 入 金	0（0.0）
商 業	241（10.7）		
国営、集団農業	30（1.3）	自 由 資 金	200（8.9）
固 定 資 産	27（1.2）	貸 出 基 金	40（1.8）
		（差 額）	（108）（4.8）
合 計	2,248（100.0）	合 計	2,248（100.0）

資料：H 鎮弁事処での聴き取り。

注：「合計」は調査した借方の計。「差額」は調査した貸方計と「叩計」の差額。

て退職金信託⁽⁴⁾，保険業務の代行⁽⁵⁾がある。ここでは主要業務である預金，貸出業務を中心に農業銀行の資金構造を検討する。

H鎮弁事処の資金の調達，運用は第4表に示すとうりである。表は調査日直近の88年8月末残高である。ただし以後の表も含めて，数値の単位が項目によって異なっている（万元，百万元等）ために不突合があることと，くわえて貸借勘定のすべての項目を調査したものではないために貸借勘定の誤差（各表で「差額」と記してある部分）があることのため，正確な貸借対照表や損益計算書ではないことを断わっておく。

3. 資金運用

貸出金は1,621万元あり，預貸率は85%である。貸出先は郷鎮企業（非農業）と農業（農副業）および商業であり，個人への貸出しはない。貸出しのほとんどである83%が鎮営企業への貸出しである。商業と分類されているものは供銷合作社（購買販売農業協同組合）および国営商業への貸出しであり，これは農産物の販売，加工資金であり広義には農業貸出しといえる。しかし国営農業，集団農業への貸出しは貸出し全体のわずか2%でしかなく，広義の農業貸出しでも全体の17%でしかない。したがって貸出しの面からみると，H鎮弁事処は「農業銀行」とはいえ，農業への融資機関としての役割はほとんど果たさず，非農業へ資金を融通する機能の比重が大きくなっており，「農業金融機関」というよりも「農村金融機関」と規定することが妥当であることが，明瞭に現れている。

貸出しの用途に関連して，長短資金は以下のようにになっている。郷鎮企業の乱立抑制のために固定資産に対する長期貸出し（「基本建設資金」）は，現在政府（國務院）によって貸出しの制限が指導されている⁽⁶⁾。H鎮弁事処の場合は，残高150万元を超過しないようにされており，したがって貸出しのほとんどは短期貸出金（「流動資金」）である⁽⁷⁾。

ただし長期貸出しの制限も，一定の基準を満たして県支行が許可すれば貸出しできるようにはなっている。基準の内容については詳細には解らないが，長期負債の調達状況によるものとなっている。すなわち1年以上の長期借入金を原資とするなら長期貸出しを行ないうることとなっている。しかし実際にはそうした資金を他行から調達することは難しいため基準枠を超えた貸出しは困難である（なおインターバンク・ローンについては後述する）。ところでこうした貸出枠の大小は，政府の重点の置き方によって地域毎に異なるようである⁽⁸⁾。

貸出しに際しての担保については，物的担保は徴求されず，すべて人的担保（無担保信用貸し）で行なわれていて，地方政府の保証がつくことがある⁽⁹⁾。ところで中国の土地所有は，解放後の土地改革で地主的土地所有が農民的土地所有に変革され，さらに人民公社化の中で集団的土地所有へ止揚された。自留地，宅地，墓地は私的に占有されているが，

私的土地所有はない。したがって土地が担保になりえず、連帯保証を含めて個人の物的担保は徴求できないため、全くの信用貸しにならざるをえない。企業の建物を担保とする例は調査では見られなかった。なお個人の不動産として住宅（現在の建設価格はH鎮で1.5万元程度）があるが、それが担保にはなっていない。居住地の移動が制約されている以上、住宅の売買もできないからこれも担保にはなりえないのであろう。しかし反面で地方政府の保証が、担保としてどれほど実効のあるものなのかは疑問のあるところである。

次に運用においては、預け金が6百万元と、運用全体の27%あり、預金額19百万元の32%もある。これは県支行へのものであるが、この預け金の基準は以下のように二重になっている。弁事処は県支行へ、預金に対して一定率の上納預金準備金をしなければならない⁽¹⁰⁾。準備率は以前から13%である。ところで県支行に対してはそれとは別に預け金のノルマ制があり、それはH鎮弁事処の場合935万元とされている。算出方法は詳細には解らないが、「差額請負制」と呼ばれる預金・貸出金の差額実績によるものである⁽¹¹⁾。

ところで調査時点では、預け金額はノルマを大きく割り込んでいる。というのもじつはH鎮弁事処では88年に入ってから相当に預け金が減少しているようなのである。農業銀行の預け金の利率は正確な資料がないが、後述する信用社の預け金利率と同じ月利0.54%とすると、後掲第6表の預け金利率37.56万元から逆算して、1～8月の平均残高では870万元ほどの預け金が必要にならないはずであるからである。したがって、調査時点での預け金600万元は年度当初からみて、すでに相当減少したものと考えられるのである。そのために預け金がノルマ以下になっている模様である。ともかくも調査時点では、ノルマに達してはいないが、預金準備率よりも高率の預け金率である。それはH鎮弁事処における預け金が預金準備金としての性格よりも、むしろ資金の中央集中のための政策であることを示すものである。

ところでこの弁事処—支行間の預け金の関係は銀行内での取引であるため、例えば第1表のような貸借対照表には出てこなく、先には解らない点であった。なおこうした上納預金は注に述べたように中国人民銀行に全国的に集中されて、政策的に重点建設地区や貧困地区に貸出しされる。

最後に資金運用のうち固定資産は、弁事処の事務所ビルである。この建物はかつて信用社（実際は人民公社であろう）が建設し使用していたものであり、それを農業銀行が買取って現在使用している⁽¹²⁾。

b 資金吸収

調達側では、借入金はなく⁽¹³⁾、資金調達の85%は預金によっている。預金者は個人と団体であり、預金19百万元のうち個人預金が42%、団体預金が58%である。団体の預

金者は信用社とその他であるが、後者は借入者である鎮営企業、商業、国営・集団農業であろう。この団体預金の内の5百萬元（預金の26%）は信用社からのものであり、これが預金の中で重要な位置を占めている。ところで貸出先ではない個人からの預金があることはやや不合理であるが、この点は後に触れよう。

ところで、近年中国ではインフレが激しく進行するため、H鎮でも金融機関への預金から「タンス預金」に改めたという傾向が見られ、また現物への志向が強く「必要なものは買う」といった傾向があり、農家では預金するより現物、例えば家屋建設用の煉瓦や結婚用品などで蓄財するケースが見られた。そのため金融機関の預金吸収は進まず、後述する

第5表 農業銀行預金利率（1988年9月改訂）

（単位：%）

			現 行 利 率		改 訂 利 率	
			月 利	年 利	月 利	年 利
団 体 預 金	普 通 ¹⁾		0.15	1.80	0.24	2.88
	定 期 ²⁾	半年	0.36	4.32	0.54	6.48
		1 年	0.42	5.04	0.72	8.64
		2 年	0.48	5.76	0.765	9.18
		3 年	0.54	6.48	0.81	9.72
		5 年	-	-	0.90	10.80
		8 年	-	-	1.035	12.42
都 市 農 村 個 人 預 金	普 通		0.24	2.88	0.24	2.88
	定 期	半年	0.51	6.12	0.54	6.48
		1 年	0.60	7.20	0.72	8.64
		2 年	-	-	0.765	9.18
		3 年	0.69	8.28	0.81	9.72
		5 年	0.78	9.36	0.90	10.80
		8 年	0.87	10.44	1.035	12.42
	積立定期	1 年	0.51	6.12	0.60	7.20
		3 年	0.60	7.20	0.72	8.64
		5 年	0.66	7.92	0.81	9.72
華 幣 預 民 金	定 期	1 年	0.69	8.28	0.81	9.72
		3 年	0.78	9.36	0.90	10.80
		5 年	0.87	10.44	0.99	11.88

資料：H鎮弁事処資料より作成。

注(1) 1) 企業体、2) 企業体、事業体、機関団体。

(2) 以上の他に、物価スライド利率の保蓄預金が新設された。

ようにH鎮弁事処でも預金の減少があったようで、中国国内では88年になって預金の取り付けに発展した地域があるほどである⁽¹⁴⁾。なお今回の調査直前の9月1日に金利改定が行なわれた。預金金利について第5表に示すが、この改定自体がインフレに対応した金利引き上げであることが理解できよう。なお中国では金利を一般に月利で示すが、表には見やすいように年利にも換算して併記しておく。

さてH鎮弁事処は預金吸収策として次の3点を挙げていた。一つは貯蓄の宣伝である。ただし例えば職員が住民をまわって預金を獲得するようなことは行なわれていなく、あくまで貯蓄奨励の一般的宣伝である。二つめは郷鎮企業の労働者の天引き預金の獲得である。この天引き預金成績の良い企業には優先的に貸出しを行なうようにするという誘導をH鎮弁事処は行っており、各労働者に勧誘するというのではなく、企業ぐるみで天引き預金に加入してもらう方策を行なっている。三つめは近年のインフレに対応した新型預金であり、9月の金利改定と同時に「保蓄貯金」が新設された。これは物価上昇率に利率をスライドさせるものであり、具体的には4半期毎に発表される物価上昇率に応じることとなっている。しかし新設されたばかりであり、まだ宣伝さえもされていない状況であった。ところでH鎮の郷鎮企業の多くでは労働者の賃金をその一部のみ毎月支払い、過半は年末に支払うという形態を取っている。したがって年末までは支払いを留保している賃金部分が企業の預金として預け入れられることとなり、これが金融機関の預金の一つの源泉となるとともに、企業にとっては運用可能な資金となっていると考えられる。

資金調達ではその他に「貸出基金」40万元と「自由資金」2百万元とがある。前者は金利のない返済不要の資金であると言っており、貸出原資用の財政資金ではないかと思われる。後者は留保利潤⁽¹⁵⁾と未払金であり、弁事処主任が「自由資金」と呼んでいたのとおりあえずそう表記する。さらに貸借勘定差額が約100万元あるが、これには85年以降個人向けに発行されている金融債や信託基金が含まれるのであろう。

ここで預金の減少を考慮して、減少前の預金額を推計してみよう。後掲第6表の信用社預金利子支払額と預金金利から預金額を推計すると、まず信用社への預金利子支払は26.83万元、その利率は月利0.54%であるから1～8月の平均残高で621万元の預金が推計される。これによると預金合計は2,021万元となり、信用社預金はその30.7%となる。しかし他の預金も減少しているであろうからこれも推計しよう。まったくおおよっぱな方法であるが、団体からの預金は減少せず個人預金のみ減少したとし、しかも預金内容は個人は1年定期預金、団体は普通預金であると仮定しよう。団体預金600万元の利子(月利0.15%)は7.2万元となるので、個人預金には残り54.8万元の利子支払があるとする、個人預金額(月利0.6%)は平均残高で約1,142万元となり、合計2,363万元の預金となる。

これによると信用社からの預金の構成は26.3%となる。この推計方法では個人預金の額がやや過小であろうと思われるが、おおよその見当はつくであろう。ともかく先に示したよりも信用社の預金の位置はさらに大きなものであることが推定される。

さらに年度当初（前年12月末）のH信用社からの預金額を推計してみよう。もしもこの預金が毎月同率で減少したとするならば、平均残高が621万円、8月末残高が500万円であるから12月末の預金は742万円である。するとこれはH鎮弁事処の預け金ノルマの約80%に相当する。この推計は過小であろうが、このことはH鎮弁事処はH信用社の預金をそのまま預け金として上納し、預金やその他、自らの調達資金はほぼすべて貸出原資に当てていたことを意味しており、それがH鎮弁事処の基本的資金構造であったと考えられる。

（3）収 支

つぎに弁事処の損益を示したのが第6表である。収益では預け金利子が38%、貸出金利子が62%であり、それぞれの残高の構成に比して預け金利子が多いように思える。さきに述べたように年度当初以降預金の減少と、預け金の減少があったための現象であろう。

第6表 H鎮弁事処の損益計算（1988年1～8月）

（単位：万円、%）

費 用	金 額（構成比）	収 益	金 額（構成比）
預 金 利 子	61.90（62.5）	預 け 金 利 子	37.56（37.9）
信用社預金利子	26.83（27.1）	貸 出 金 利 子	61（61.6）
経 費	1.3（1.3）	（差 額）	（0.47）（0.5）
純 利 益	9（9.1）		
合 計	99.03（100.0）	合 計	99.03（100.0）

資料：第4表に同じ。

注：同上。

費用については、「経費」は人件費と物件費の内訳の資料はない。ところでここから、職員の賃金をどれほど支払っているのか、一つの問題である。管理職を含めて55人であると回答された職員が、本当に農業銀行職員であるかどうかということである。ここで職員の年平均賃金を1,700円とすると1～8月賃金は1人当たり1,133円となり、これでは表の「経費」では11人分の賃金しか支払うことができない。したがって35人いる職員については次のように考えられる。すなわち①農業銀行は国立銀行であるから、H鎮弁事処の職員賃金はほとんど上級行から支払われているのか、あるいは②一部職員のみが農業銀

行職員としてH鎮弁事処（あるいは上級行）から賃金を支払われ、他の職員は実はH信用社の職員であり信用社から支払われているのではないかということである。先に述べた人事のあり方、さらには近年の経営責任制から考えて人件費は独立採算であろうから、たぶん後者のように、多くの職員は信用社の職員であろうと考えられるのである⁽¹⁶⁾。なお貸借勘定差額約0.5万元は、単なる誤差のほかには為替などの手数料収入が含まれると考える。

利益の処分については県支行採算の87年度は40万元の利潤をあげたが、そのうち93%は県支行へ上納しなければならず、弁事処には3%しか残らなかった。ここから福祉基金（職員の宿舍建設など福利厚生基金）と奨励金（ボーナス）を支払った。87年度の場合にはこうして県支行には約12百万元の利潤が集約されたが、そのうち約70万元（6%）が支行に留保されその他はさらに無錫市中心支行へ上納された。こうして農業銀行の損益計算は、87年度までは県支行段階での採算がとられていた。しかしこの県支行採算は「どんぶり勘定」（「大鍋飯」）であると反省され、88年度からはつぎのように政府の指導で弁事処段階での独立採算方式に代わった。すなわち定められた利潤ノルマを超過達成したうちの90%が弁事処に残され、その他は上納される方式（「利潤留保制度」）にかわった⁽¹⁷⁾。残された利潤のうちの20%を福祉基金と奨励金に用いる予定である。88年のノルマは筆者の調査日以降決定される予定であり正確には未だ解らなかつたが、35万元程度になりそうであるとのことであった。このノルマは小楠氏によると、①国が立てたマクロ調整上の目標値、②資金効率諸指標（資金利用率、預金増加率、総合経費率、1人当たり利潤増加率、資金損失率、貸出金回収率）を参考にして決定されると紹介されているが、H鎮弁事処の場合を見ると実際は昨年の利潤実績である約40万元から出された水準とみて良いであろう。ところが表のように8月末までの実績では9万元の利潤しか獲得されておらず、ここから4万元の税金を支払う予定であるので、今年度のノルマ達成は難しい状況である。

注(1) 農業銀行総行の下には江蘇省に分行、無錫市（地区級の市）に中心支行、無錫県に支行がある。なお2の注(2)の付表参照。

(2) 「弁事処」は直訳すると「事務所」であるが、それでは「営業店舗」のニュアンスが消えるので、原語のまま記すこととする。

(3) 中国では従来から企業間の支払決済は銀行間の口座振替で行なわれている。為替決済業務については聴き取りを十分行なえなかつたのでH鎮弁事処内での同業務の詳細は解らないが、郷鎮企業での聴き取りなどからは支払の信用は以下の諸方法で行なわれている。第1に「付款（支払）委託書」で相手口座へ振り込む方法がある（〔2〕、412ページ）。これは鎮内で用いられているようであり、たぶん中国人民銀行H鎮営業所で鎮内の決済（債権、債務の相殺）が行なわれているのであろう。第2に鎮を越えては農業銀行県支行発行の「信匯」で振込を依頼する送金為替取引が

ある〔2〕, 404 ページ)。これによると1週間で相手口座へ振込がされていた。第3に江蘇, 浙江, 安徽, 上海の4省内では特殊な送金為替取引が行なわれている(同上)。その方法は, H鎮弁事処で「票匯」に金額をパンチしてもらいこれを支払相手に渡し, 相手はこれを取引銀行に提示すれば, 口座に代金が振り込まれるというものである。これは本来は一覧払いの銀行手形であるが, 割引が行なわれるわけではない。中国には「支票」と呼ばれる小切手があるが, これは同一市, 鎮内でのみ通用するものである〔2〕, 410~411 ページ)。したがってそれを越えた地域内での商業信用のために, 53年に廃止された「票匯」が84年に復活され〔2〕, 405 ページ), 事実上は小切手のように用いられているのである。第4に商品の買い手口座から引き落しを行なう回収取引(逆為替)があり, これは「委託銀行收款(受取)」を銀行へ提出すると相手先口座から代金が引き落とされて自己口座へ振り込まれる〔2〕, 405 ページ)。以上のように決済は預金口座間で行なわれるのが一般的であるが, この預金は「団体普通預金」であり, 利息が付される。

- (4) 銀行は各種の信託業務を営業しており, その一つに集団企業の退職金とボーナスの信託預金がある。農業銀行の場合, 総行によって中国農業銀行信託投資会社が資本金6億元で全国を業務区域として設立され, 農業銀行各支店はこれと代理関係にある。さらに分行, 支行の出資によって信託会社が設立され, 江蘇省には16が設立され, それぞれが総行の会社の代理店となっている。(小楠〔12〕, 7 ページ。)

銀行の信託業務の内容については中国工商银行〔1〕, 191~197 ページに簡潔な説明がある。

- (5) 中国人民保険公司が行なう生命保険, 損害保険(自動車保険)の代理業務を行なっているものであるが, 今回その内容は調査していない。なお王〔30〕に, 生命保険の簡潔な紹介がある。
- (6) 農村地域では郷鎮企業の発展による旺盛な資金需要を背景として, 農業銀行と信用社を合わせた資金バランスは, 84年以降オーバーローンに転じ, 農村経済の過熱が問題視され始めた(農水省国際協力課〔27〕, 35 ページ)。陳〔22〕(28 ページ)によると, 現在政府は融資の限度枠の調節によって郷鎮企業全体の規模をコントロールしているとあり, 郷鎮企業の乱立抑制措置を取らざるをえなくなっている(本稿2の注〔3〕参照)。84年時点の資料では次のような政策が出されていた。郷鎮企業の生産品を調整し, 盲目的発展を制止するために農業銀行から郷鎮企業への基本建設資金(固定資産投資用の長期資金貸出)は圧縮することとし, 貸出しの批准権限を調整し10万元以内は県支行, 10~30万元は中心支行, 30万元以上は分行が担当すること。使用範囲を限定して現有企業の省エネに重点的に融資するが新規・拡大には原則的に融資しない, 食品工業に対しては流動資金を融資する(日中経済協会〔24〕, 33 ページ)。さらに近年については國務院と中国人民銀行は87年10~12月期から金融引締め政策に経済運営基調を転換し(農水省国際協力課〔27〕, 35 ページ)。

- ージ), 投資抑制がされている (大島 [8], 103 ページ)。
- (7) 村営企業での聴き取りでも, 短期資金は農業銀行から借り入れているが, 長期資金はとくに 85 年以降借入れが難しくなっているといい, 注(6)のような政策の影響が現れている。したがって村営企業では長期資金調達を集団 (村＝旧生産大隊) や農民の蓄積資金によって直接行なっている事例がみられた。さらに郷鎮企業では労働者への賃金の多くの部分が年末の一時支払となっていることが多く, このことは企業にとってはそれを運用することで運転資金を補完する機能となっている。
- (8) H鎮の村営企業での聴き取りの限りでは長期資金の借入れはなかったのであるが, 江蘇省北部 (蘇北) の郷営, 鎮営企業での聴き取りでは農業銀行から長期資金を借入れている事例がみられた。これは農業銀行支行レベルの資金の逼迫程度にもよるのであろうが, 注(6)で述べた投資抑制的政策が地域によって異なるもののようにも見受けられる。そうした郷鎮企業への地域別政策の検討については今後の課題である。
- (9) H鎮政府からその経営を表彰されている 120 ムー (8 ha) 経営の大規模農家での聴き取りでは, 農業銀行から 1 万元 (利率月利 0.8 %) を借り入れる際に, 鎮の共産党書記に先ず相談して, 鎮政府の保証を得て借入れを行なっている。
- 村営企業についても, 蘇北の塩城市近郊の農村での聴き取りでは, 資金不足を理由として貸出しが拒否される他は, 村営企業の所有者である村の自治組織 (村民委員会) が保証して貸出しが行なわれている。
- (10) 聞き取りでは上納預金を「人民銀行にする」と言った後「県支行に対して上納預金している」と言っていて, この点ややあいまいであるが, 農業銀行総行に集中された上納預金の一定比率がさらに中国人民銀行へ上納されるということであろう。各専業銀行から人民銀行への上納率は 84 年には企業預金の 20 %, 信用社からの「振替預金 (預け金のことであろう一小野)」を含む団体預金の 35 %, 貯蓄預金の 40 %とされている (佐々木 [17], 38 ページ)。
- (11) この制度は 79 年から分・支行で行なわれることとなった制度である (日中経済協会 [25], 15～16 ページ)。この制度では分・支行は預金と貸出金との差額を査定されその差額の上納を請け負うこととなっている。この差額は変更しないことが義務づけられるため, これが上納預金のノルマとなる。このノルマが当初からマイナス (貸出金 > 預金) と査定されない限り, 上級行からの資金補填すなわち借入れは行なえない。このシステムが, 無錫県では支行以下の弁事処レベルで行なわれているのが H鎮の例である。なお「差額請負制」については鄧・徐 [23], 20～21 ページも参照。
- (12) 調査では「買い取った」と言ったり, 「使用料」を支払っているとも言っており, あいまいであるが, たぶん建物を信用社から買収しその代金を分割して支払っているであろう。

- (13) 注(11)で述べたように、H鎮弁事処の場合、上納預金はプラスと査定されているため上級行からの借入れは行なえない。
- (14) 蘇北農村での聴き取りでは、1農家当たり、預金は6～7千元、多い農家は6万円を農業銀行、信用社に行ない、タンス預金は3～5百元、多い農家で10百元であろうとしていた。ここは都市から遠隔地の純農村であり、現下のインフレの中で預金の引き下ろしはなかったというので、H鎮とは状況が違うが、1人当たり収入はほぼ同じであるから、貯蓄規模の一つの目安となろう。
- (15) 聴き取りでは「貸出金利子収入の短期留保」であると言っていた。したがって直接には収益勘定の「貸出金利息」のことを指している。あるいは、意味するところは費用収益の差額（利益）による自己資本の増分のことであろうか。後者とすれば第6表の純利潤9万元がそれに相当する。また、それを短期留保とあえて言うのは、後述するように利子収入は最終的にはそのほとんどを支行へ上納するため、期中のみ弁事処の運用に利用しうるためであろう。
- (16) なお4の注(1)を参照。
- (17) 「利益留保制度」は他の金融機関に先駆けて農業銀行で取り入れられた。この制度については鄧・徐 [23]、21 ページ、小楠 [12]、15～16 ページを参照。

4. 信用社の営業と機能

H信用社はH鎮弁事処建物内に信用本社があり、鎮内に信用分社が3社ある。

ところでH信用社は事務所がH鎮弁事処の建物内にあるだけでなく、その看板の名称も「H鎮弁事処信用社」となっていて、あたかも弁事処の組織内にH信用社があるかのようである。事実聴き取りでは「弁事処の下に」信用分社が3社あり、「H鎮弁事処内に」H信用本社があるという答えがあった。結論を先取りするとこの点に、H信用社がH鎮弁事処に完全に吸収されている関係が象徴的に言い表されているのであるが、両者の関係についてはさらに後に論ずることとし、冒頭に述べたようにまずは両者を分離して論ずることとする。

職員については弁事処と区別できる独自の職員がいるはずであるが、業務上は農業銀行と共通に使用されている⁽¹⁾。弁事処の職員人事は、幹部は県支行が行ない、弁事処内は独自に行なっているのであるから、したがって信用社の人事は弁事処内人事と共に弁事処幹部が行なっているもようである。信用社は組合員による出資があり、役員が置かれるなど、政策上は組織の分離が図られていると考えられるが、業務を遂行している人員は農業銀行とまったく一体化している。

資金構造を第7表からみてみよう。運用では貸出しの比重が87%と大きく、その貸出

第7表 H信用社の資金調達・運用（1988年8月末）

（単位：万元，％）

運 用	残 高（構成比）	調 達	残 高（構成比）
農銀預け金	500（12.9）	預 金	2,326（59.9）
預金準備金	(302)（7.7）	個 人	1,300（33.4）
		団 体	1,000（25.8）
貸 出 金	3,383（87.1）	借 入 金	1,400（36.1）
村営企業	3,272（84.3）	工商銀行北京支行	500（12.9）
農業、副業	101（2.6）	農 業 銀 行	900（23.2）
個 体 戸	10（0.3）	（差 額）	(157)（4.0）
合 計	3,883（100.0）	合 計	3,883（100.0）

資料：第4表に同じ。

注：同上。

量はH鎮弁事処の2倍を超える。貸出先は、村営企業、個人の農・副業と个体戸（個人企業）であり、そのうち村営企業への貸出しが最も大きく、97％を占める。H信用社から鎮営企業への貸出しはH鎮弁事処の資金不足時に行なう程度であるというが、実際にはほとんど実行されていない。さらに農業や個人営業への貸出しがその残りであるがそのウェートは非常に低い。しかも個人農業への貸出しはその使途が問題である。ある事例調査によると農家借入の多くは工業、運輸業や住宅等の建設に用いられている⁽²⁾。H鎮でも実際の就業状況や資金使途とは無関係に「農家」と分類される住民への貸出しは農業貸出しとして分類されていると見られる。それを含めてここにも農業銀行の貸出しに見たのと同じ機能変化が現れており、H信用社の場合も資金需要の旺盛な郷鎮企業（農村工業）への融資機関となっている。

つぎにH鎮弁事処への預け金も運用全体の13％と一定の比重である。信用社は農業銀行に対して、預金の一定率を上納預金準備金⁽³⁾として再預金しなければならず、H信用社の準備率は86年までは預金の28％、87年からはH鎮弁事処と同じく13％となっている⁽⁴⁾。預け金が預金の13％であれば、表の括弧書きのようにそれは302万元になるはずであるが、しかし実際の弁事処への預け金は500万元あり、それは預金の21％になっており、準備率をかなり上回るものである。ただし、この比率であれば日本の農協の預金準備率（「農協財務処理基準令」では要求払貯金の30％＋定期貯金の15％）と比べて大きな違いはなく、これをもってすぐさま高率であるとは言えないであろう。この時点での預け金の比率は、全国の45％の比率に比べるとむしろかなり低率である。

次に調達に移ろう。預金額は23百万元と、弁事処の1.2倍（信用社からの再預金を除

いた、弁事処独自で調達した預金との比較では1.6倍)あり、信用社の預金の方が大きく、H鎮内での預金吸収のルートとしては信用社が重要な位置を占めている⁽⁵⁾。預金者は個人⁽⁶⁾と団体である。団体の内訳の資料はないが、借入者である村営企業であろう。個人と団体との構成を弁事処と比較すると、弁事処の預金中のH信用社からの預金を除くと、両者は同様の預金構成をしている。

H信用社の資金調達で特徴的なことは、借入金とその36%もあることである。借入れ先は、最大は北京市の工商銀行⁽⁷⁾からの500万元であり、その他は上海市の工商銀行、北京市、上海市、無錫市の農業銀行からであるが、H鎮弁事処からは借り入れていない。借入金利率は、北京市の工商銀行からが月利0.63%、その他が0.792%である。北京市の商工銀行からの借入金利率が他に比較して低利なのは、同行の預金は低利の団体預金が多く資金コストが低いことにあり、加えて借り手であるH鎮を信用してのことであるという。この事例からみると中国でも資金コストと、借り手の信用度に応じて金利の弾力化が図られているようである⁽⁸⁾。

こうした借入金の必要は、まずは預金量が村営企業を中心とした資金需要量におよばないためである。H信用社としては安い金利の資金をさがして借り入れているとのことであり、その結果預金原資による貸出しを含めてH鎮内では弁事処の2倍以上の貸出しを行っているのである。なおこうした借入金原資による転貸資金については、貸出金利を変動金利にできるようになっているが、H信用社では運用されていない。

調達側に貸借勘定の差額部分が4%あるが、出資金など自己資本部分がこれに相応しているのであろう。

収支の内容については調査への回答がなかったが、H弁事処と別会計となっていて、独立採算をしている。

H信用社の事業と資金構造について検討しよう。第1はH鎮弁事処との分業関係である。貸出先についてH鎮弁事処とH信用社とを比べると、非農業では前者は鎮営企業と商業(供銷合作社)、後者は村営企業と個人経営という分業関係が成立している。さらに農業貸出しについても前者は国営・集団農業、後者は個人農業という分業が成り立っており、団体預金についても同様の分業関係がある。しかし信用社からの貸出しは信用社自身による業務としてはとらえられない実態がある。先にH鎮弁事処の営業室には村営企業貸出の窓口があることを述べたが、いま述べたように村営企業貸出しは分業として信用社が行っている業務分野である。ということはH鎮弁事処の当該窓口で貸出しされたものが、帳簿上は信用社からの貸出しとして仕訳されているということである。すなわち信用社から村営企業への貸出しは、会計上は農業銀行から分離されていても、業務は実は農業銀行

が行なっている、より正確には、弁事処の窓口を通じて弁事処の職員とそれと一体化された信用社職員とによって行なわれているのであり、さらに同様のことが団体預金についても行なわれているのであろう。

第2は農業銀行への預け金金利の水準である。預け金の利率は88年8月までは月利0.54%である。この金利は団体3年定期預金金利と同一であり、個人預金金利との比較では、1年定期金利より低利に設定されている。信用社の預貸金金利は農業銀行と同じであるから、信用社からみると、この「行社往来金利」と呼ばれるいわば系統内預金金利⁽⁹⁾では個人の1年定期預金を原資として預け金運用した場合、利幅が逆幅になる。この場合には信用社から農業銀行へは資金のみならず利益の移転が生じることとなる⁽¹⁰⁾。1年より短期の個人預金か3年定期より短期の団体預金のみ順幅となるのである。この金利関係から見ると、一般的には預け金運用は個人普通預金と団体預金を原資とする場合にのみ信用社に利益があり、経営上のインセンティブが働くこととなる。しかし全国的傾向では個人預金が圧倒的であったのであり、その多くは定期預金であろうから、農業銀行への利益移転がされている。88年9月の金利改定で再預金金利がどの水準に設定されたのか資料がなかったが、定期預金金利は団体、個人ともに同一となったことと同時に再預金金利が改定され、預金金利との金利差がどのようになったのか興味深いところである。

第3は、H信用社における預金とH鎮弁事処への預け金との実際の関係である。調査時点でのH信用社の資金関係では、団体預金の半分を預け金に運用し、残りの預金と借入金等を原資に貸出しを行なっている。しかしこれにはインフレによる預金減とその結果である預け金減の影響があるため、それを除去した前年12月末の推計で資金関係を検討してみよう。先に12月末の預け金を742万元と推計してみたので、これと預金の関係を考察したい。個人預金額を推計することは不可能であるが、しかし団体預金はインフレによる預金引き下ろしの影響は少なかったであろうから、12月末でもほぼ1,000万元であったであろう。じつはこの点だけで十分なのであり、これによると預け金はこの団体預金でまかなわれたことが推測されるのである。したがってH信用社は、団体預金をH鎮弁事処へ預入れし、個人預金と借入金等を原資に貸出しを行なうという資金構造であったことが推測される。しかもこの資金構造であれば、先に可能性を指摘した金利の逆幅あるいは逆ざや関係は発生していなかったことになる。信用社は農村資金の吸収機能が期待されているのはあるが、H鎮ではその吸収資金の源泉は農村住民の貯蓄資金ではなく郷鎮企業の団体預金であり、この場合は金利の関係からも合理的に資金が中央に吸収されているのである。

注(1) 3でも述べたが、「H鎮弁事処の職員である」と答えられた者がすべて農業銀行

の職員であるかどうかは、はなはだ疑問である。その相当数の所属は信用社の職員であり、それが農業銀行によって使用されているのではないと思われる。なおその場合国営企業である農業銀行の職員は都市戸籍の公務員であるが、信用社の職員は農村戸籍の兼業農民であり、賃金にも大きな格差がある。この待遇の点を含めて信用社の職員については菅沼 [18], 35~36 ページを参照。

- (2) 浙江省黄岩県における 87 年の農家調査によると、資金借入農家はその 46 % を信用社から借入れており、しかも農村工業化地域でその傾向が強い。他方全借入資金の使途では農村工業と運輸業に 78 %, 建物建設に 19 % を用い、農業には 2 % しかもちいていない (孫 [19], 91~92 ページ)。蘇北農村での聴き取りでは、農家は生活費や農業生産費は借り入れすることではなく、結婚費用と家の建て替え費用とに各 1 万元を借り入れるとしていた。この場合結婚に伴って分家をし、家を建て替えるのであるからほぼ同時に 1 万元ずつ計 2 万元を借り入れることとなる。H 鎮では路上でハンドトラクターが、建設資材の運搬用に用いられていることがよく見られた。本来農業用のこの機械を、農家はそれを使用しない時期に、さらには専業戸と呼ばれる個人経営者 (農家) によって、運搬用のトラクターに使用されており、こうした兼業農家への貸出しは、「農家貸出し」ではあってもそれによる投資は農家へのものである。そうした貸出し内容の実態の解明は今後の課題として残される。
- (3) この上納準備金 (「交提存準備金」) については日中経済協会 [24], 36 ページ、鄧・徐 [23], 23 ページを参照。
- (4) この比率は地域によって 15~30 % の範囲内で異なり (鄧・徐 [23], 23 ページ)、H 鎮の場合は資金需要が大きいいためか、その水準が相対的に低く設定されている。北京市順義県の事例では 86 年 30 %, 87 年 28 %, 88 年 29 % と高率である (菅沼 [18], 39 ページ)。
- (5) H 鎮内には中国工商银行 (以下「工商银行」と略。) があり、郷鎮企業の中にはそれを利用している企業があった。しかし同行の調査を行なう機会がなく、鎮内におけるその預金シェアは不明である。
- (6) 「個人資産の保全問題については、革命前のみならず革命後においてもしばしば強権的強制を経験したため、国民のなかには『財の高の知れることを恐れ、自己の事業以外に投資されることを恐れ、あえて預金しようとはしない』 (怕露富, 怕投資, 怕敢存款) ということわざが生まれた。」 (農水省国際協力課 [27], 36 ページ)。この点は 58~62 年に信用社が人民公社の機構内の信用部として組み込まれていたことによる弊害であると指摘されている (鄧・徐 [23], 16 ページを参照)。事実今回の調査でも、農村部では「貯蓄をしよう」というスローガンが良く見受けられるとともに、なかには「秘密を守ります」というスローガンがあり、金融機関への貯蓄を敬遠する理由の一端がプライバシーを守れないことにあることを推測させる。
なお農家貯蓄の仕方として、H 鎮の農家の聴き取りでは、農業収入を含めた貯蓄

を年末にまとめて信用分社に預金するという事例があった。また江蘇省北部の農村の聴き取りでは、信用社が村民に委嘱して「信貸員」が置かれ、これが兼業の信用社職員の1形態として業務を行っていた。

- (7) 工商銀行や農業銀行は、例えば北京市には分行（直轄市レベルの北京市の支店）と支行（県レベルの北京市の支店）とがあるのであるが、借入れがどちらからのものか調査回答が不明瞭であるので、回答どうり単に「工商銀行」、「農業銀行」と記しておく。ただし、おそらく分行（無錫市は中心支行）からのものではないと思われる。

- (8) この借入金とは形式上はコールである。85年の新たな貸出資金管理原則により銀行支店（分行、支行）の資金過不足はコールなどの銀行間の借入れによって解決することが示され（日中経済協会 [25], 16 ページ）、86年1月に国务院が公布した「銀行管理暫行条例」で專業銀行間のコール取引ができることとその利率は出し手と取り手の協議で決める（自由金利）ことが規定され、コール市場が各地に開設された。上海経済区（江蘇、浙江、安徽、江西、福建、上海の5県1市）では86年8月に最初の短期市場が開設され、10月に無錫に開設された市場は87年10月には中国最大の資金市場となり（25省・市・自治区が参加）、北京市には87年1月に開設されている（同上書、第2章「中国各地の資金市場」）。

しかし中国のコール市場には以下のような問題があると指摘されている。取り手銀行がそれを原資に企業の流動資金に貸し出すことが多く、借入期間は10日以上が圧倒的に多く、数カ月、1年に及ぶものもある。またレートが硬直的で87年までの状況では月利0.57%を中心に小幅の変動にとどまる（同上書、21～22 ページ）。H信用社での借入金の場合にもこの指摘が当てはまる。それは実際は、数カ月の短期資金の借入れとなっている。

- (9) もちろんこの場合信用社と農業銀行とは別組織であるから「系統内」ではない。しかし上納が制度化されているという実態からここでは系統内と同様と見なしている。なお、中国では農業銀行の行間を「系統内」と呼んでいる。
- (10) 「利益の移転」は小楠 [12], 14 ページの拙稿 [13] に対する指摘。

5. 農業銀行と信用社との関係

信用社は事実上農業銀行の下部組織となっていたということが、中国当局によっても指摘されており、近年信用社の農業銀行からの独立が図られている。ここでH鎮における両者の関係について検討しよう。

まず一面では両者の分離あるいは分業が行なわれている。ひとつは財務会計上であり、両者の会計は分離され資金管理も分けられている点である。もうひとつは貸出しにおける分業関係である。貸出先について農業銀行と信用社を比べると、非農業では前者は鎮営企

業と商業（供給合作社）、後者は村営企業と個人経営という分業があり、さらに農業についても前者は国営、集団農業、後者は個人農業という明瞭な分業が成り立っている⁽¹⁾。また団体預金についても同様の分業関係が推測される。

しかしこの分業は、貸出対象者に応じて農業銀行が事前に貸出主体（農業銀行か信用社か）の振り分けをしていることから生じている。その典型は先に指摘した村営企業への貸出しにみられたような実際の業務と仕訳の関係である。それは信用社の業務が農業銀行の業務内に完全に一体化し、前者は後者に吸収されていることを示しており、そして両者の職員が一体であることはこのことを明瞭に現している。「農業銀行の下に」信用社があるというH鎮弁事処主任の説明は両者の従属関係を率直に表現したものである。信用社が事業体として農業銀行から分離されていない以上、両組織の「分業」は実態のともなわぬ形式上のものにすぎない。

問題はそのような組織の分離を許さない要因である。そこでH信用社とH鎮弁事処の資金の調達運用を両者総合して検討してみよう。

先に推計を行なった前年12月末時点での資金構造から言えることは、H信用社は団体預金をほぼ預け金運用し、個人預金と借入金等で貸出しを行なう構造にあったことと、弁事処はそのH信用社からの預金をほぼそのまま預け金ノルマに上納し他の預金で貸出す構造にあったことである。すなわち両金融機関を総合すると、H信用社の村営企業からの団体預金を上納し、個人と鎮営企業を中心とする団体預金を貸出運用し、さらに貸出原資不足分を地域外から借入金として調達する資金構造を取っていたのである。そしてこの構造は調達—運用間での逆ざや、逆幅関係を発生させないものとして機能していた。

しかしこの構造では、H信用社が本来であれば自ら貸出運用が可能である団体預金を預け金に運用しているのであり、しかも貸出原資不足を借入金で補完している。郷鎮企業への貸出金利が運転資金月利0.72%、設備資金同0.84%であり、しかも貸出しの中心は運転資金であるのに対して、借入金金利は月利0.63%と同0.792%であるのであるから、H信用社は金利幅が逆幅になってさえ貸出しを実行している。こうしてH信用社は本来得べき利益をH鎮弁事処に移転させているのである。したがってH鎮弁事処にとってH信用社は預け金ノルマ達成のための資金ルートであるとともに、こうした形態での利益移転ルートとして機能している。

つぎに、H鎮における資金分担の観点から問題を捉えてみよう。第8表は両金融機関の分担関係を示したものであるが、H鎮弁事処とH信用社は鎮内の郷鎮企業に対して3対7の比で資金を融資しており、加えて団体預金においてもほぼ同様のシェアをもっている。そしてこの分担比率は需資者である郷鎮企業の生産額の構成に相応しており、これら3者

第8表 H鎮内の資金の分担関係と預貸況（1988年8月末）

（単位：万元，％）

	生産額	貸出額	預金額	預貸況
鎮営企業（農 銀）	10,364 (32.3)	1,350 (29.2)	600 (37.5)	△ 750
村営企業（信用社）	21,742 (67.7)	3,272 (70.8)	1,000 (62.5)	△ 2,272
小 計	32,106 (100.0)	4,622 (100.0)	1,600 (100.0)	△ 3,022
個 人（農 銀）	- -	0 (0.0)	800 (38.1)	800
個 人（信用社）	- -	111 (100.0)	1,300 (61.9)	1,189
小 計	- -	111 (100.0)	2,100 (100.0)	1,989
預 け 金（農 銀）	- -	600 -	- -	△ 600
借 入 金（信用社）	- -	- -	1,400 -	1,400

資料：生産額はH鎮での聞き取り。他は第4，7表から作成。

注(1) 生産額は87年のもの。

(2) H信用社の個人への貸出額は、個人営業を含む。

(3) 団体預金はそれぞれすべて鎮営、村営企業からのものとした。

は照応する関係にあることが見てとれる。ところが個人預金においても同様の構成を取っているのであり、しかもH鎮弁事処は個人貸出しを行っていないにもかかわらず、これだけの預金を担っているのである。郷鎮企業労働者の天引き預金の例のように、弁事処自身が信用社とは独自に預金吸収を行なっていることは事実である。しかし農業銀行にとって個人は預金者ではあるが貸出先ではないことは、やはり齟齬がある。信用社が農業銀行の下部機関であれば、個人への貸出しは信用社が農業銀行の末端機関として対応するから問題はなかろうが、両者が分離することを前提すればそれでは制度的に問題となる。くわえて預金構成が貸出金の構成と同じことは興味深い事実である。農業銀行の預金吸収策によって偶然そうなったとも考えられるが、むしろ逆に資金需要量に応じて個人預金をなんらかの方法で按分していることを想像させるものである。

こうしてH鎮弁事処にとっては、預金ノルマ達成のため、すなわち資金の中央集中のための資金ルートとして、村内への外部資金の導入ルートとして、そして自らの預金獲得の手段としてH信用社が必要であり、その結果後者からの利益移転まで行なわれている。こうした両者の関係がH信用社の独自の発展を阻む経営的要因となっている。

さらにその関係を鎮内のマネーフローの観点から考察しよう。第8表の預貸況からは、個人からの資金を両金融機関が企業に注入している様子が読み取れる。しかし農業銀行中央への預け金ノルマにより、調査時点では村営企業預金の半分、構造的にはそのほとんどが上納され、管内のマネーフローは強力的に吸引されており、その一方で借入金の導入が

されざるを得なくなっている。その意味では先の利益移転はH鎮弁事処ではなくより上級行へ行なわれているのであり、本来鎮内で循環すべき資金と利益が中央へ集中化されているのである。この強力的資金吸引がマクロ的要因として、H信用社のH鎮弁事処への吸収に作用している。

ところで以上はあくまで農業銀行と信用社とは別の実体であることを前提に、その上で前者による後者の支配関係がつくられているという考察である。しかしながらそうした説明は何度も述べたように、いわば形式的であり、実態としては信用社は全く実体のないものであり、完全に農業銀行に吸収されている⁽²⁾。

こうして郷鎮企業の発達がめざましくその資金需要の旺盛なH鎮では、農業銀行はその資金需要に対応すべく、結果として信用社を自らの資金ルートとして掌中におさめ信用社の独自の発展を妨げていた。しかしその関係は従来からつづいた関係としてだけでは捉えられない面がある。

近年の金融改革では郷鎮企業への資金供給は各地域の金融機関の独自に任されることとなった。しかし現在、H鎮全体では信用社が借入れを行なってまで調達した資金でも、信用社が分業として受け持っている村営企業の資金需要を満たすことに不足気味であり、さらに農業銀行からの資金では鎮営企業の資金需要を満たすには少なすぎる状況にあり⁽³⁾、郷鎮企業からの資金需要の増加地域では貸出原資の不足がもたらされている。そのうえ資金吸収は預け金ノルマとして中央集中が図られ、しかもH鎮においては農業銀行がその預金吸収力の不足による資金不足を借入れによって補填せず(県支行以外からの借入れはできるはずである)、結局は信用社が農業銀行への資金導入ルートとなって借入れを含めて補完する関係となって現れている。農村工業の発展にともなう現物経済の拡大に対応して資金の供給、再配分が行なわれないという、金融とのアンバランスが、H鎮においては農業銀行の経営的利害とも絡んで、農業銀行への信用社の従属を新たに再生産している関係がここに現されているといえる。

そうであるならばこのように一体化している農業銀行と信用社との分離と後者の育成は非常に困難であろう⁽⁴⁾。

注(1) この分業関係は政策的にすすめられているものであろう。山西省晋中地区榆次市の農業銀行支行では農業銀行と信用社の業務分担について次のように紹介されている。農業銀行と信用社は明確な分業と適当な協業を行ない、信用社はおもに農家個人への生産・生活資金貸付業務、村営・個人営・共同経営企業との預金・貸付業務を中心とし、貸付資金に余裕のある場合に農業銀行の業務に参入して郷・鎮営企業に貸付けを行なうことができる、農業銀行、信用社は並行して預金業務を行ない資

金調達を行なうことができる（大島〔7〕）、北京市順義県の信用社についても同様のことが指摘されている（菅沼〔18〕）。

- (2) ただしこうした関係は必ずしも全国的傾向とはいえず、信用社が農業銀行支店から独立している事例も報告されている（菅沼〔18〕の北京市順義県、農水省国際協力課〔27〕の四川省重慶市の例）。こうした相違の要因は今後の課題である。ただし菅沼〔18〕による、北京市順義県の事例の場合は農業銀行県支行が中国人民銀行県支行から84年に分離し、この時信用社も独立したとある。農業銀行の分離がなぜこのように遅いのか明確ではないが、この時点では信用社の協同組合としての強化が政策的に明確に示されていたのであり、むしろその政策を背景として農業銀行と信用社の分離がいわば教科書どおりに行なわれたのではないとも考えられ、実際にも両者の分離は必ずしも十分なものではないようである。
- (3) 3注(7)のように、郷鎮企業は資金不足を集団からの資金や個人資金からの直接金融で調達している。また3注(3)の郷営企業と工商银行との関係からは、資金不足にあるH鎮弁事処にかえて、中国工商银行からの借入れで資金を調達しているであろうことが推測される。
- (4) 「農村における様々な投資主体の出現に伴って、従来国家銀行と農村信用合作社だけによって構成された農村金融体系は経済発展にすでに対応しきれなくなってきた」として、「農村合作基金会」が「第二信用社」として評価されている。（鄧徐・〔23〕, 23～25 ページ）。

なお中国國務院農村發展研究中心發展研究所副所長の陳によると、信用社とあわせて購販協同組合（供銷社）の協同組合性の回復については、中国においても意見が二つに分かれているという。ひとつの意見は信社用、供銷社の協同組合性の回復はそれをすべきであるし、可能でもあるというものであり、したがって農村商品流通と金融における両者の中心的機能は妨げてはならず、民間の新たな商業、金融組織の發展を育成する必要はないという意見である。もうひとつの意見は供銷社と信用社は「すでにそれ自身の独立した利益を形成しており、農民と両組合との関係は単なる売買と貯借金の関係になっているから、両組合の協同性を回復することは難しいとする見方である。両組合は長年事実上国营商店と銀行の農村部における支店として機能したため、それらを農村部の経営組織（農民とは独立していた、国营企業の農村支店であるという意味であろう一小野）とみた方がいいのではないかと考える。同時に農民が自ら結成した新たな購販協同組合と金融組織を大々的に育成し、農村經濟を活性化し、現在の購販協同組合と信用組合（信用社のこと一小野）が経営のやり方を代えるよう刺激させるべきだと主張する」（陳〔22〕, 30～31 ページ）。陳自身は後者の意見が「現在の農村の現状に最も合っている」としている。論文の原文が発表された場所（同研究所発行の『發展研究通信』94号、1988年6月）および彼の地位からみて、現在の政府の認識は後者が優勢なのではないかと考えられ、

今後の方向を示唆するものとして興味深い。

6. む す び

以上を要約しつつ、さきにかかげた課題に答えよう。第1に農業金融機関の機能変化は、H鎮においては両金融機関に明確に現れている。貸出額に占める農業貸出の比率は、農業銀行で2%（広義には17%）、信用社では3%である。とくに貸出先の分業関係とも関係して、鎮内で急成長する村営企業へ貸出している信用社は、その機能変化がより明瞭である。なお需資者側の分析は行なうことができなかったため、特に個人農の性格とそれへの貸出しの意義、さらには需資者にとっての農村金融機関の位置づけは今後の課題となる。

第2に両金融機関の間では分業が明確に行なわれていた。すなわち農業では農業銀行は国営、集団農業、信用社は個人農業へ、非農業では前者は鎮営企業と商業、後者は村営企業と個人へ貸出ししている。しかしこれは農業銀行の指導で信用社の業務分野が確保されているということではなく、業務は信用社のものを含めてすべて農業銀行によるものであり、それが帳簿上仕訳されているという実態であった。

第3に両者間での資金関係については、信用社の預金―再預け金は鎮内預金を中央へ集中させるものとして機能し、その一環として信用社は鎮内資金の農業銀行への資金ルートとして位置づいている。しかしながらその預金源泉は農村住民の貯蓄資金ではなく、郷鎮企業しかも村営企業の企業預金である。しかもこの場合、信用社の預金金利と農業銀行への預け金金利との関係は順幅となり、利益移転は生じない。この点からみると郷鎮企業の発展している地域では、資金上納の強力的吸引がありつつも、農村住民の貯蓄資金が地域内で合理的に循環することが可能になっている。他方、借入金は鎮内の両者間で行なわれているのではなく鎮外からの資金導入であり、全国的な資金再配分を一定程度示すものではあるが、それは信用社の農業銀行への預け金強制による資金不足によるものである。しかも借入金原資による貸出しの実行は、結局は農業銀行への利益移転をもたらし面がある。そして資金の中央への強力的吸引による域内資金循環の制約と加えて全国的再配分の不備というマクロ的要因を背景に、信用社から農業銀行への資金と利益の移転という農業銀行にとっての経営的要因が、信用社を農業銀行への資金ルートとしての位置づけを再生産している。

その結果として第4に、信用社は農業銀行に完全に吸収されつくされ、現状では分離、自立の機会を失っており、政策の意図する協同組合としての育成の展望は困難といえる。これは信用社育成に対する政策の浸透度、農業銀行の指導のあり方とも関わる問題であり、かつ資金逼迫地域という特殊性も関わる問題である。その点で他の地域との比較が必要で

あるが、それは今後の課題として残されている。

〔引用文献〕

- 〔1〕 中国工商银行江蘇省分行教育所編『新編銀行知識』南京大学出版社、1987年。
- 〔2〕 劉鴻需主編『經濟大辞典 金融卷』上海辞書出版社、1987年。
- 〔3〕 足立真理子「中国における農業合作化運動と農業金融」（『中国研究月報』403号、中国研究所、1981年9月）。
- 〔4〕 足立真理子「農業金融と財政政策」（『中国の經濟調整下における農業政策』第Ⅱ部第8章、日中經濟協會、1982年3月）。
- 〔5〕 大島一二「中国農村における土地利用形態の変化に関するケーススタディ——江蘇省農村工業發展地域の事例を中心に——」（『アジア經濟』第28巻第1号、アジア經濟研究所、1987年1月）。
- 〔6〕 大島一二「中国農村經濟における郷鎮企業の役割に関する一考察——江蘇省無錫県H郷の事例を中心に——」（『農村研究』第64号、東京農業大学經濟学会、1987年3月）。
- 〔7〕 大島一二「中国の農村金融に関する基本資料」（『農村研究』第65号、1987年9月）。
- 〔8〕 大島一二「中国農村の資金構造と郷鎮企業——江蘇省無錫県の事例——」（農林中央金庫調査部〔28〕）。
- 〔9〕 大島一二「兼業の深化と農業再編の展開」（『季刊中国研究』、第12号、中国研究所、1988年7月）。
- 〔10〕 大島一二「中国における農村財政構造に関するケーススタディ」（『農業經濟研究』第60巻第3号、日本農業經濟学会、1988年12月）。
- 〔11〕 大島一二「中国農村における地域間労働力移動の現状分析——江蘇省農村の事例を中心に——」（『アジア經濟』第30巻第8号、アジア經濟研究所、1989年8月）。
- 〔12〕 小楠湊「中国の農業金融と制度の現況」（『農林金融』1989年4月号、農林中央金庫調査部。後に農林中央金庫調査部〔28〕引用は前者から）。
- 〔13〕 小野智昭「中国農業銀行支店と農村信用合作社の実態——江蘇省無錫県の事例——」（農林中央金庫調査部〔28〕）。
- 〔14〕 加藤弘之「中国における都市化と流動人口」（『アジア交流』№54、大阪アジア中小企業開発センター、1989年7月）。
- 〔15〕 加藤讓「中国の農業金融制度について」（『中国研究月報』395号、中国研究所、

1981年1月)。

- [16] 小島麗逸「中国における都市の改革——中心都市構想——」(『アジア経済』第27巻第11号, 1986年11月)。
- [17] 佐々木信彰「最近の金融事業の発展状況と金融制度改革」(日中経済協会『中国の財政・金融および税制』第2章Ⅰ, 1985年4月)。
- [18] 菅沼圭輔「中国農村信用合作社の機能と現状——北京市順義県の信用合作社を訪ねて——」(『農林金融』1988年12月号。後に農林中央金庫調査部〔28〕。引用は前者から)。
- [19] 孫潭鎮「中国における農家経営と資金借入の実態——浙江省黄岩県の事例——」(農林中央金庫調査部〔28〕)。
- [20] 孫潭鎮「中国の経済発展地域における農業発展の新課題——浙江省の事例を中心として——」(『アジア経済』第30巻第4号, 1989年4月)。
- [21] 田中壽雄『社会主義の金融と銀行制度』第5章「中国の銀行制度」(東洋経済新報社, 1986年)。
- [22] 陳錫文「中国農村改革の現状と今後の方向」(農林中央金庫調査部〔28〕)。
- [23] 鄧英陶・徐笑波「中国農村金融体系の現状と展望」(『農林金融』1988年12月号。後に農林中央金庫調査部〔28〕。引用は前者から)。
- [24] 日中経済協会「農業政策動向と1985年農政の展望」(『1984年の中国農業』第1章, 日中経済協会, 1985年3月)。
- [25] 日中経済協会『中国の資金市場』(日中経済協会, 1988年4月)。
- [26] 日本銀行調査局『中国における金融改革』(海外経済資料 調アアジア資第8号, 日本銀行調査局, 1980年9月)。
- [27] 農林水産省経済局国際部国際協力課『昭和62年度 日中農業技術交流代表団報告——中国の農村改革と農村経済組織——』(1988年3月)。
- [28] 農林中央金庫調査部『中国の農政と農村金融』(海外農業金融叢書 No. 25, 1989年3月)。
- [29] 古澤賢治「中国における農村工業化の新たな展開——『蘇南モデル』についての一考察——」(『季刊経済研究』第10巻第4号, 大阪市立大学経済研究所, 1988年3月)。
- [30] 王祝平「中国生命保険事業の現状と課題——その強力な発展を期して——」(『生命保険経営』第5巻第4号, 生命保険協会, 1988年7月)。
- [31] 宮下忠雄『中国の通貨・金融制度』(アジア経済調査研究双書第115号, アジア

経済研究所，1965 年）。

[32] 厳善平「中国『蘇南地区』における農村労働力の就業構造」(『アジア経済』第 29 巻第 11 号，1988 年 11 月)。

[33] 厳善平「中国の『蘇南地区』における経済成長と労働力の産業間移動——ルイスの『二重経済論』による接近——」(『農業経済研究』第 60 巻第 4 号，1989 年 3 月)。

〔要 旨〕

中国農村工業化地域における農村金融機関の機能

——江蘇省無錫県H鎮を事例として——

小 野 智 昭

中国では市場重視の経済改革を背景に、金融機能重視の金融改革が行なわれ、加えて従来中国農業銀行の下部機関化していた農村信用合作社の協同組合としての育成が図られている。本稿は、中国農村部における金融機関である中国農業銀行支店と農村信用合作社について、その農村における機能と両機関の関係を、農村工業化地域を対象にして検討した。

- (1) 全国的な傾向である両者の「農業金融機関」から「農村金融機関」への機能変化は、対象地域においてはさらに明確に現れている。貸出額に占める農業貸出の比率は、農業銀行支店で2%（広義には17%）、信用社では3%である。
- (2) 両金融機関の間では分業が明確に行なわれている。貸出先は、農業では農業銀行支店は国営、集団農業、信用社は個人農業であり、非農業では前者は鎮営企業と商業、後者は村営企業と個人となっている。しかしこの分業は信用社の業務分野が確保されているということではなく、業務は信用社のものを含めてすべて農業銀行支店によるものであり、それが帳簿上仕訳されているという実態であり、信用社は農業銀行支店に一体化されている。
- (3) 両者間での資金関係について、信用社の預金-預け金の関係は地域内資金を農業銀行支店さらには中央へ集中させるものとして機能し、信用社は農業銀行支店の資金ルートとして位置づいている。しかしながらその資金源泉は農村住民の貯蓄資金ではなく、郷鎮企業の企業預金であり、かつこのために信用社の預金金利と農業銀行への預け金金利との関係（一般的には逆幅）は順幅となり、農業銀行への利益移転は生じていない。郷鎮企業の発展している地域では、資金上納の強力的吸引がありつつも、農村住民の貯蓄資金が地域内で循環することが可能になっている。しかし借入金は地域外からの資金導入であり、借入金原資の貸出しは金利が逆幅となり、その分農業銀行への利益移転をもたらしている。
- (4) 農村資金の中央への強力的吸引による域内資金循環の制約と加えて全国的再配分の不備というマクロ的要因と、信用社の資金と利益の農業銀行への移転という農業銀行の経営的要因が、信用社の農業銀行への資金ルートとしての位置づけを再生産している。その結果、信用社は農業銀行に完全に吸収されつくされ、現状では分離、自立の機会を失い、政策の意図する協同組合としての育成の展望は困難となっている。